資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年一月十二日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年十二月八日

滋賀県東近江市川合町一一九―一

有限会社ヒロケン

代表取締役　浅加　義和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年十二月八日

兵庫県三木市鳥町六七七番地の一

サンセイ運輸有限会社

代表取締役　能野　真吾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万円、資本準備金の額を六億四千百三十万八千二円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年一月十二日であり、株主総会の決議は、平成二十八年十一月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三十日

掲載頁　二〇一頁（号外第一四六号）

平成二十八年十二月八日

群馬県前橋市鳥取町一五二番地一

太陽誘電エナジーデバイス株式会社

代表取締役　中島　光雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月二十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年二月十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十二月八日

東京都中央区日本橋小伝馬町一二番九号

さざなみ不動産株式会社

代表取締役　間部　恵造

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月二十六日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十八年十二月八日

東京都千代田区神田美土代町九番一号

ユニ・アジアインベストメント株式会社

代表取締役　棚元　道夫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月二十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十二月八日

東京都港区西新橋二丁目一三番一四号パーク虎ノ門ビル

株式会社Kyoto Future Medical Instruments

代表取締役　福山　秀直

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成二十九年一月十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十二月八日

大阪市淀川区新高二丁目一番七号

大和特殊硝子株式会社

代表取締役　桑原　崇

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である周志潔が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月八日

東京都江戸川区東小岩六丁目二七番一二号

シャトーハイツ一〇一

大連正鵬企劃有限公司

日本における代表者　周　志潔

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である陳昶が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月八日

東京都足立区西保木間一丁目二番一―五〇一号

飛拓無限信息技術有限公司

日本における代表者　陳　昶

限定承認公告

本籍栃木県栃木市倭町二三四番地、最後の住所栃木県栃木市平井町一一四三番地

被相続人　亡　山口　禮子

右被相続人は平成二十八年六月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年十月五日宇都宮家庭裁判所栃木支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

東京都千代田区有楽町一―一〇―一有楽町ビル七階七〇四区　東京有楽町法律事務所

相続財産管理人古田秀夫

代理人弁護士　藤村　義徳

限定承認公告

本籍滋賀県大津市浜大津三丁目三七番地、最後の住所滋賀県草津市志那中町五四番地一常磐団地C棟二〇六号

被相続人　亡　大塚　孝和

右被相続人は平成二十八年四月六日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月二十九日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

滋賀県大津市京町三丁目三番二八号京町法律事務所

限定承認者岡崎清美

右代理人　弁護士　伊藤　慧

限定承認公告

本籍佐賀県小城市小城町八九三番地、最後の住所熊本県八代市井上町七七六番地一（三〇三）

被相続人　亡　荒木スナオ

右被相続人は平成二十八年三月一日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月二十九日熊本家庭裁判所八代支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

熊本県熊本市中央区南坪井町一番一号並木坂ＮＫビルＢ棟三階熊本あさひ法律事務所

相続財産管理人荒木初美

右代理人弁護士　益田　博文

任意清算公告

当法人は、平成二十八年十一月三十日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月八日

神奈川県川崎市高津区溝口一丁目一五番八号

司法書士法人すえなが事務所

社員　末永　博

訂正公告

平成二十八年十一月二十九日（号外第二六三号）掲載の第四十九期決算公告（枠組）中、「資本金　329,735」とあるは「資本金　329,200」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年十二月八日

愛知県名古屋市中区上前津二丁目一四番二二号

株式会社ビセイ

代表取締役　古橋　博文

訂正公告

平成二十八年七月八日（号外第一五二号）掲載の第十五期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　天野　瀚幸」とあるは「代表取締役社長　天野　憲幸」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年十二月八日

三重県志摩市浜島町迫子二六九二番地三

株式会社合歓の郷

代表取締役　天野　憲幸

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月八日付第二七一号六ページ
◉付録　調達第二三〇号四〇ページ
十一月官報目録一二ページ

四ページ●同日付第二七二号四八ページ●同日付政府
●十月十八日付衆会第五号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）